

地研通信

発行人 雨宮 照雄
 編集人 田中 里美
 発行所 三重短期大学
 地域問題研究所
 津市一身田中野157番地
 〒514-0112 電(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

2013年 地域問題研究所研究員

(研究期間2013年4月～2014年3月)

研究員

駒田 亜衣 特定健康診査の受診率向上を目指した介入研究
 岩田 俊二 津市における地震・津波対策に関する実証的研究(継続)
 楠本 孝 戦前・戦中期の外国人管理法制
 茂木 陽一 近代マビキ慣行の比較研究
 雨宮 照雄 ①市町村合併の財政分析 ②自治体財政分析手法の開発
 田中 里美 公認会計士監査の役割と課題についての研究
 長友 薫輝 皆保険体制の持続可能性～TPP参加交渉をふまえて～
 三宅 裕一郎 アメリカ合衆国による「対テロ戦争」と日本の各セクターへの影響
 山川 和義 三重県における労働紛争の現況と解決方法の研究
 杉山 直 東海地区におけるコミュニティユニオンに関する研究

奨励研究員

梅澤 真樹子 地域住民の食生活改善への取り組み

共同研究者：樋口みつき／印南京子／三根登志子／前田ゆかり／小畑ルミ／渡邊理恵／紀平尚子／田中康子／笹井新子／市川友里

2013年度 地研運営体制 (2013年4月1日現在)

所長 雨宮 照雄 (2013年4月～9月 代理 茂木陽一)
 会計担当 岩田 俊二
 年報担当 茂木 陽一
 通信担当 田中 里美
 HP担当 田中 里佳

地研運営委員

法経科 茂木 陽一
 生活科学科 岩田 俊二

所員 本学の専任教員は研究所の所員となります。

研究員 研究員は、研究費の支給を受けて、自ら設定したテーマについて地域に関する自主研究に従事します。(研究期間2012年4月～2013年3月)

【研究概要】

研究員名 (共同研究者)	研究テーマ	研究概要
駒田 亜衣	特定健康診査の受診率向上を目指した介入研究	これまでの共同研究では、三重県内で実施された特定健康診査（特定健診）データから、性別、年代別、服薬の有無等に分類して解析を行い、それぞれの特徴を見出してきた。これらの結果をもとに、地域で取り組むべき課題などを明らかにしてきた。しかし、県内の受診率は約30%であり、特定健診の受診率が向上しなければ、市全体の健康レベルを上げることは困難である。そこで本研究では、県内の1地区（市）を対象とし、受診率の向上を目的とした介入研究を実施する。当該地区で無作為に抽出された受診対象者に対し、受診支援を郵送で行う。抽出されなかった受診対象者と比較して受診率が向上しているかを検証し、受診支援の効果を確認する。これにより、どのような受診勧奨が有効なのかを明らかにすることができる。
岩田 俊二	津市における地震・津波対策に関する実証的研究（継続）	2012年度は津市の香良洲地区、南立誠地区、栗真地区の3地区について、津波の浸水深想定や避難上の障害物、避難困難者の居る施設、避難場所等について実態を調査し避難方法を分析したが、実際の避難計画は自治会単位の自主防災組織が主体となっているので、3地区において更に地区を限定し、よりきめ細かな実態把握と特に高齢者障害者等弱者の避難についても実態を調査し、避難対策を研究する必要があると思われるために、ハード的な調査に加えて、アンケート調査のような方法も取り入れる。
楠本 孝	戦前・戦中期の外国人管理法制	昨年7月に廃止された外国人登録法の前史としての戦前・戦中期の外国人管理法制を検証することで我が国における外国人管理の基本思想を解明するための端緒を得ることを目的とする。
茂木 陽一	近代マビキ慣行の比較研究	三重県は、1920-30年代において、全国でも突出して墮胎罪検挙件数の多い地域であったが、他府県においても、三重県域と同様なマビキ慣行が普遍的に存在していたのではないかという想定の下に、島根県と茨城県の事例を元に比較研究を行い、ある程度想定した事態を確認できたので、さらに範囲を広げて検討したい。そのために、①警察統計による墮胎罪検挙多発地域の把握、②該当府県の警察史による具体的事件の把握、③当該地域の地方史・地方版記事による状況の確認、という手順で対象地域を広げていきたい。その上で、全国的な状況の中に再度三重県域を位置づけ直したい。
雨宮 照雄	①市町村合併の財政分析 ②自治体財政分析手法の開発	①三重県の市町村合併が財政運営にどのような影響を与えたのかを検証していく。 ②従来、決算統計をベースに実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率などの指標を用いて行われてきた自治体財政分析と財務諸表に基づく財政分析とを整理し、統一的な自治体財政分析手法を提示したい（2012年度からの継続）。

<p>田中 里美</p>	<p>公認会計士監査の役割と課題についての研究</p>	<p>近年、金融商品取引法上の開示制度をめぐり、有価証券報告書の虚偽記載事件が多発している。こうした状況の中、金融庁は、「監査における不正リスク対応基準(仮称)」の設定をめざし、公正な証券市場の構築を目指している。個別企業の有価証券報告書の虚偽記載事件を取り上げ分析、調査を行い、「監査における不正リスク対応基準(仮称)」について検討を行う。</p>
<p>長友 薫輝</p>	<p>皆保険体制の持続可能性～TPP参加交渉をふまえて～</p>	<p>TPP参加交渉などの状況をふまえて国内外の産業界の要請を分析し、政府が唱える皆保険体制の持続可能性を検討したいと考えている。</p>
<p>三宅 裕一郎</p>	<p>アメリカ合衆国による「対テロ戦争」と日本の各セクターへの影響</p>	<p>2011年5月、国際テロ組織・アルカイダの頭目とされてきたオサマ・ビンラディンが、アメリカ特殊部隊によって殺害された。もっとも、その後も国際テロによる犠牲は減少するどころか、むしろ新たな暴力の連鎖を生み出している。そして、このようなアメリカによる軍事戦略は、アメリカの国内経済の疲弊から、強力な同盟国と位置づける日本の各セクター（自衛隊、自治体、民間企業）のバックアップを今後ますます不可欠なものとしていくことであろう。本研究では、ますます緊密化する日米安保体制の相手国であるアメリカの「対テロ戦争」の一局面に光をあてその立憲的統制並びに法的統制の可能性を明らかにしていくと共に、そうしたアメリカの軍事戦略に対する防波堤としての憲法9条の可能性について検証していきたい。</p>
<p>山川 和義</p>	<p>三重県における労働紛争の現況と解決方法の研究</p>	<p>三重県において生じている労働紛争の現況を調査・整理し、その解決方法を検討するものである。労働紛争には個別的労働関係におけるもの集団的労働関係におけるものがあるが、本研究ではいずれも視野におきつつ、当該地域においてどのような労働紛争が生じているのか、なんらかの特徴があるのか、解決方法は妥当であったか等を、入手可能な範囲の資料をもとに研究する。</p>
<p>杉山 直</p>	<p>東海地区におけるコミュニティユニオンに関する研究</p>	<p>今日、正規雇用労働者だけでなく非正規雇用労働者を組織する個人加盟のコミュニティユニオンが注目されている。コミュニティユニオンの中には、一企業の中に複数の組合員を組織し「分会」組織を整えるコミュニティユニオンも現れてきている。しかしながら、東海地区におけるコミュニティユニオンに関する研究は少なくその実態が明らかにされていない。本研究では、東海地区におけるコミュニティユニオンに対して調査を行いその現状と課題を明らかにしたい。</p>
<p>《奨励研究》 梅澤 真樹子 (樋口 みつき) (印南 京子) (三根 登志子) (前田 ゆかり) (小畑 ルミ) (渡邊 理恵) (紀平 尚子) (田中 康子) (笹井 新子) (市川 友里)</p>	<p>地域住民の食生活改善への取り組み</p>	<p>近年、三重県民の食生活は栄養素等摂取量はほぼ満たしているものの、長年のカルシウム不足、生活習慣病の発症と進行につながる動物性脂肪の増加、塩分の過剰摂取の問題、さらに欠食、外食依存など様々な問題が潜在している。そこで、津市の職域別の管理栄養士および栄養士らが集う「栄養管理ネットワーク研究会」の委員らが連携して、住民への適切な食生活指導や栄養管理に取り組み、地域の栄養改善を進展させることで住民の健康増進を図る。</p>

トヨタの労使関係

— 労使協議制度を中心にして —

杉山 直

はじめに

1962年2月、トヨタと労働組合¹は——以下「組合」という——「労使宣言」に調印した。

この「労使宣言」における基本は「労使関係は相互信頼を基礎」とし「生産性の向上を通じ企業の繁栄と、労働条件の維持・改善を図る」ことである。

そして「労使宣言」は、労使のあり方について「会社は企業繁栄のみならず人にあるという理解の上にたち、進んで労働条件の維持・改善につとめる。また、組合は生産性向上の必要性の認識の上にたち、企業の繁栄のために会社諸施策に積極的に協力する」と述べている。

さらに1996年1月、トヨタと組合は組合創立50周年の式典において「21世紀に向けた労使の決意」に調印した。その中で、「労使関係は、相互信頼と相互責任を基盤とする」というように「相互責任」が加えられ、組合も責任の一端を担うことになった。

また、組合は「高い付加価値に裏付けられた国際競争力の向上に向けて自ら精進・努力し、会社諸施策に積極的に協力する」というように、国際競争力の向上は組合の課題として位置付けられた。

「労使宣言」は、2012年に50周年を迎え、トヨタと組合は「労使宣言50周年を迎えるにあたって」に調印し、「労使宣言の精神とトヨタのモノづくりを次の世代に引き継ぐこと」²を誓っている。

このように「労使宣言」と「21世紀に向けた労使の決意」は、労使関係を規定したものとなっているとおり、これらがトヨタの労使関係の基盤となっているのである。

そして、こうした労使関係を維持するための制度の1つとして、トヨタの労使の間には、労使協議会をはじめとした労使協議制度がある。

ここではトヨタにおける労使協議制度を取り上げ、トヨタの労使関係の一面を紹介することにしたい。

なお、トヨタでは労働協約で定めていない「話し合い」も頻繁に行われており、労使の意見交換や意思決定において役割を果たしている。そこでここでは、「話し合い」も労使協議制度の中に位置づけていくことにする。

1. トヨタにおける労使協議制度

現在のトヨタにおける労使協議制度は、表のとおりである³。これらの内、労使協議会、分科会、労使懇談会は労働協約に定められたものである。

しかしながら、「〇〇委員会」、「〇〇に関する話し合い」、「〇〇に関する懇談会」は、労働協約で定められたものでなく、特に労使で内容や出席者をはじめとする話し合いの方法などを取り決めていない。したがって、特に出席者については明らかではない。

表 トヨタにおける労使協議制度

会議体名称	内容	出席者	時期
労使協議会 (労使交渉)	「賃金」「賞与」「働き方」など労働条件に関する交渉・協議	会社) 社長以下全役員 (80名) 組合) 委員長以下 執行部他 (220名)	2月 ～3月
〇〇分科会	労働条件などに関する細部交渉	適宜人選	適宜

〇〇委員会	労働条件の方向性に関する継続的な協議 例) ・60歳以降の働き方 ・福利厚生制度の見直し ・健康管理・体力づくりの取り組み 等	適宜人選	適宜
〇〇に関する話し合い	労働条件を中心に、特定テーマに関する意見交換 例) ・技能職の働き方 ・海外勤務者の働き方・処遇 等	適宜人選	適宜
労使懇談会	当面の課題、情勢についての意見交換	会社) 社長以下全役員 (80名) 組合) 委員長以下 執行部他 (160名)	年3回
〇〇に関する懇談会	特定テーマに関する意見交換 例) ・生産に関する 等	適宜人選	適宜

(出所) 猿田正機編『トヨタの労使関係』税務経理協会、2009年、3ページ。

2. 労使協議会

労使協議会は、賃金・一時金や労働時間などの労働条件について「交渉」する場であり、2月から3月にかけて組合が取り組む「ゆめW」⁴において開催されている。労使協議会は例年、4回開催されている。

労働協約では労使協議会を「会社と組合は、労使相互信頼を基礎として、信義・誠実の精神により、会社と組合の当面する問題について双方の理解を深めあうために話し合いを尽くし協議する場として、かつ対等の立場で、労働条件等に関する労使間の問題について交渉し解決する場として労使協議会を設ける」、「会社と組合は、労働条件等に関するすべての労使交渉を労使協議会において行う」としている。

労働協約では、労使協議会の出席者を労使同数としている。定数は18名⁵であるが、実際の出席者は、トヨタ側は社長以下全役員80名、組合側は執行委員長以下組合執行部他220名となっている。

2013年では、2月13日に組合がトヨタに対して賃金と一時金に関する要求を申し入れ、2月20日に第1回の労使協議会が開催され、第2回が2月28日、第3回が3月6日、第4回が3月13日にそれぞれ開催されている。労使協議会では、組合の要求に関わる話し合いを行うが、例えば2013年ではトヨタが「いかに持続的成長を実現していくのか」を争点としているように、トヨタの競争力など、経営に関わることも議論されている⁶。

したがって、そこではトヨタから「厳しい」経営環境が主張され、組合からは業績向上に向けた取り組み(貢献)が訴えられている。

なお、第4回の労使協議会において、トヨタから賃金と一時金に関する回答が組合の要求通り出され、組合は回答を受け入れ、ゆめWは終了した。

3. 分科会

労使協議会で確認することができないような細部の話し合いは、「分科会」において行われる。労使協議会においては、昇給や一時金の回答が出されるが、これは組合員の平均であり、職種や資格での個別的な金額や夏と冬の一時金の細部は、分科会でトヨタから示される。

労働協約では、分科会を「労使協議会の協議及び交渉事項の細部について協議し交渉する機関として、分科会を設ける」とし、また「労使協議会の付託により又は会社と組合の双方が必要と認めた場合に開催する」として、生産分科会、安全衛生環境分科会、厚生分科会、賃金分科会、人事分科会が設けられている。

分科会の出席者も労働協約では、労使を原則して同数としている。組合によれば、それぞれ生産分科会12名、安全衛生環境分科会9名、厚生分科会8名、賃金分科会8名、人事分科会8名である⁷。

2012年では、賃金分科会、夏季一時金分科会、安全衛生環境分科会が開催されている。

4. 労使懇談会

労使懇談会は、労働協約で「会社と組合は、隔意なく意見をかわし、相互の理解と信頼を深めあうことにより健全な労使関係を維持するため、双方協議のうえ労使懇談会を開催する」と労使の意見交換の機関としている。

出席者は、「会社役員、会社の選んだ懇談会事項関係者及び組合役員とする」とされており具体的な人数は定められていないが、実際の出席者は、トヨタ側は社長以下全役員 80 名、組合側は執行委員長以下執行部 160 名となっている。

労使懇談会は組合の 1 活動期間(9 月から翌年 8 月)の間に、3 回開催される。53 期後期(2011 年 9 月から 2012 年 8 月)においては、第 1 回労使懇談会が 2011 年 11 月に開催され、第 2 回が 2012 年 5 月、第 3 回が 8 月にそれぞれ開催されている。

労使懇談会の内容は、例えば第 2 回労使懇談会では、「(1)2012 年 3 月期決算の状況及び今季の見通しと収益改善に向けた取り組み、(2)国内生産 300 万台確保に向けた、国内販売事業の取り組み ①今期単独黒字化に向けた補助金需要を取り切る活動 ②安定的な 150 万台販売実現に向けた中期的な需要創造活動」⁸を議題としているように、トヨタから組合に対して経営方針など経営に関わるものが説明される⁹。

労使懇談会の内容は組合の機関紙に掲載され、組合員に報告されている。つまり、労使懇談会は、トヨタの経営方針や決算などの経営状況などを組合員に伝える役割を果たしていると言えよう。

5. 委員会・話し合い

「委員会」と「話し合い」は労働協約に定められたものではない。労使が必要と判断した時に適宜、開催されている。そのため、委員会と話し合いは適宜開催されているので、それぞれの数や回数は毎年異なっている。

2012 年では、5 つの委員会¹⁰が延べ 8 回、6 つの話し合い¹¹が延べ 9 回、開催されている。こうした委員会や話し合いは、トヨタからの申し入れで開催される。

そして、そこでは労働条件に関わるものが議論されるが、最終的なまとめを組合が受け入れ場合、組合の意思決定機関を通さないため、トヨタは早く結論を引き出すことが可能となっている。

つまり、労使協議会や分科会で組合がトヨタの回答や提案を受け入れた場合、最終的には組合の意思決定機関である「評議会」での承認が必要であるが、委員会や話し合いでは、そのような手続きはとらず、「執行部判断」として受け入れを決めている。

したがって、トヨタはこうした委員会などを通じて、トヨタの課題を早く解決することが可能となっているのである。

6. 懇談会

懇談会は、「特定テーマに関する意見交換」の場として、労使の必要性に応じて適宜開催されている。2012 年では「生産問題懇談会」が開催されている。

この生産問題懇談会は毎年開催されており、その内容は、例えば、2012 年では、「1.需要変動への対応」、「2.生産体制再構築の進捗状況」、「3.Pi80¹²の取り組み」¹³となっているように、生産体制や生産計画などとなっている。生産問題懇談会では、組合からトヨタに質問をし、トヨタが答える形で進められている。

懇談会での内容は、組合の機関紙に掲載され、組合員に報告される。しかしながら懇談会の内容がトヨタの生産に関わる課題であるから、事実上、トヨタの課題を組合が組合員に伝える役割を果たしていると言える。

また、生産問題懇談会においては、トヨタは、組合に対して生産に関わる計画も説明しており、組合から計画の了解を得るといった性格も持っていると言える。

おわりに

トヨタにおける労使協議制度について紹介してきたが、紙幅の関係から実際の話し合いの事例を挙げる事ができず、「トヨタらしさ」を紹介する事ができなかった。

しかし、「はじめに」でふれたように、トヨタにおける労使協議制度は「労使宣言」や「21世紀に向けた労使の決意」を基盤とした労使関係を維持するためである。

この点に関わり、『東洋経済』第6456号(2013年4月)が的確な指摘をしているので、それを紹介して「おわりに」にかえたい。

「トヨタでは終戦後の大争議の反省を踏まえて、1962年に社長と労組委員長との間で、『労使宣言』の調印を行った。それは生産性の向上を通じ企業の反映と労働条件の維持改善を図るというもの。(略)…このとき以来、同社の春闘は経営と労組が一体となって端末にまで生産性の向上の必要性をたたき込むための、恰好の『教育』の場となった。労組の職場委員長は実質的に上長が指名するなど、職制上の上下関係がそのまま組合に持ち込まれている。歴代労組委員長には、同社運営のトヨタ工業学園出身者が就いてきた。…団体交渉に当たる『労使協議会』では、経営幹部から『今期も単独黒字レベルは僅少』といった、同社の経営環境が語られ、労組は現場での生産性改善による貢献ぶりを訴える。こうしたやり取りから浮かび上がる直近の経営環境と改善の現状が、春闘の枠組みを通じて広く現場に知れ渡ることになる」¹⁴。

【参考文献】

猿田正機編著『トヨタ企業集団と格差社会』ミネルヴァ書房、2008年

猿田正機編著『トヨタの労使関係』税務経理協会、2009年

猿田正機・杉山直編著『トヨタの雇用・労働・健康』税務経理協会、2011年

-
- 1 本稿で扱う労働組合は、トヨタ自動車労働組合である。トヨタには、他の組合として、全トヨタ労働組合(2006年1月結成)がある。
 - 2 トヨタ自動車労働組合『評議会ニュース』No.1056, 2012年6月4日。
なお、トヨタは労使宣言が2012年に50周年を迎えたことから、「労使関係の重要性と再認識、労使の絆の更なる強化」の期待をこめて、2013年の年間一時金の回答に5万円をプラスした。
 - 3 労働協約では「会社と組合は、各職場において隔意なく意見をかわし、相互の理解と信頼を深めあうことにより健全な労使関係を維持するために、双方協議のうえ職場懇談会を開催する」とあるように、職場単位において職場懇談会、支部単位に支部懇談会が開催されている。しかしながら、ここではそれを対象としない。
 - 4 組合は、1989年から「春闘」とは言わず「ゆめW」と言っている。組合によれば、これは「賃上げと時短で豊さ・ゆとりを創出し、我々の生活に新たな夢を！」、「ゆめ・・・ゆかたさ・ゆとりをめざそう」をスローガンにしてネーミングされたものである。同時に、Wage(賃金)とWorking time(労働時間)の頭文字をとり、賃上げと労働時間の短縮をダブル(W)でねらったものとされている。
 - 5 トヨタ自動車労働組合『評議会ニュース』No.0351, 1994年9月6日には「対会社関係委員」が明らかにされており、労使協議会の委員は18名となっている。
 - 6 組合は賃金と一時金の回答を受け入れるに当たり「我々は、今後も賃金制度維持分の確保に向けた責務を果たすべく、トヨタの持続的成長に向けて、真の競争力の強化を実現していかなければならない」、「今後は、会社の期待に応えるべく、トヨタの持続的成長に向けた真の競争力の強化に邁進する決意を組合員全員が改めて固める必要がある」と述べている(トヨタ自動車労働組合『評議会ニュース』No.1088-①,2103年3月14日)。
 - 7 トヨタ自動車労働組合『評議会ニュース』No.0351, 1994年9月6日。
 - 8 トヨタ自動車労働組合『評議会ニュース』No.1055, 2012年6月4日。
 - 9 参考までに、第3回のテーマを紹介すると、「もっといいクルマづくり」であった。
 - 10 例えば、「60歳以降の生き方・働き方に関する専門委員会」、「裁量労働制に関する労使委員会」、「資産形成に関する小委員会」など。
 - 11 例えば、「時間外及び休日勤務の取り扱いに関する(36協定)に関する話し合い」、「海外勤務に関する話し合い」、「海外出張旅費規則の見直しに関する話し合い」など。
 - 12 トヨタによると、次のように説明されている。「『Pi80』とは、工場・生技が一体となって行っている、『国内モノづくり生産革新活動』。国内300万台、1ドル80円でも利益が確保できるよう原価低減を行うため、①国内寄せ止め②工場革新③技術革新④付加価値向上の4つの柱で活動」(トヨタ自動車労働組合『評議会ニュース』No.1057, 2012年6月18日)。
 - 13 トヨタ自動車労働組合『評議会ニュース』No.1057, 2012年6月18日。
 - 14 『東洋経済』第6456号, 2013年4月。

【受入図書一覧】

本研究所で2013年3月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書 名	ISBN/ISSN
日本子ども資料年鑑 2013	9784877583668
家計調査年報 I 家計収支編 平成23年	9784864641029
類似団体別市町村財政指数表 平成24年10月	***
データでみる県勢 2013年 第22版	9784875493389
文部科学法令要覧 平成25年版	9784324096130
改正地方財政詳解 平成24年度	***
在留外国人統計 平成24年版	0915-4876
社会福祉の動向 2013	9784805837559
保険と年金の動向 2012/2013	***
統計でみる都道府県のすがた 2013	9784822337223
植民地主義の暴力	9784874984413
家族の変容とこころ	9784788509948
コンメンタール少年法	9784877985387
労働基準法のポイント	9784906618644
比較対象者の視点からみた労働法上の差別禁止法理	9784641144415
労働関係と社会保障法	9784589034816
教室で学ぶワークルール	9784845112708
地域政策研究年報 2012	***
地域と住民 第31号	0288-4917
三重県埋蔵文化財年報 平成23年度	***
厚生統計要覧 平成24年度	9784875115588
社会保障統計年報 平成25年版	9784879549945
国際人権 2012 第23号	9784797226928
地方財政白書 平成25年版	9784905427414

編集後記

今年度から地研通信を担当することになった法経科・田中です。よろしくお願いたします。今年度は研究員が10名、奨励研究員が1グループとなりました。今回の地研通信はトヨタの労使関係問題を中心に研究されている新任の杉山先生の論文を載せております。労使関係は働く従業員にとって、とても大切な問題です。ぜひご一読下さい。S.T